

水源地のむらづくり 『樹と水と人の共生』

川上村環境基本計画 概要版

平成23年3月

川上宣言

- 一、私たち川上は、かけがえのない水がとられる場に暮らすものとして、下流にはいつもきれいな水を流します。
- 一、私たち川上は、自然と一体となった産業を育て山と水を守り、都市にはない豊かな生活を築きます。
- 一、私たち川上は、都市や平野部の人たちにも、川上の豊かな自然の価値にふれあってもらえるような仕組みづくりに励みます。
- 一、私たち川上は、これから育つ子供たちが、自然の生命の躍動にすなおに感動できるような場をつくります。
- 一、私たち川上は、川上における自然とのつきあいが、地球環境に対する人類の働きかけの、素晴らしい見本になるよう努めます。

環境基本計画とは

● 計画策定の目的

川上村の豊かな自然・歴史・生活・産業・交流環境を、川上村環境基本条例に基づいて、守り、育み、一層魅力を高めて次世代への継承を着実に進め、川上村が地球環境に対する人類の働きかけの素晴らしい見本になっていくために策定するものです。

● 今回策定した環境基本計画の役割

次のような指針として活用するために、様々な主体、意見交換を進めて合意形成を図り、段階的に諸活動を推進していくための第1次計画として定めています。

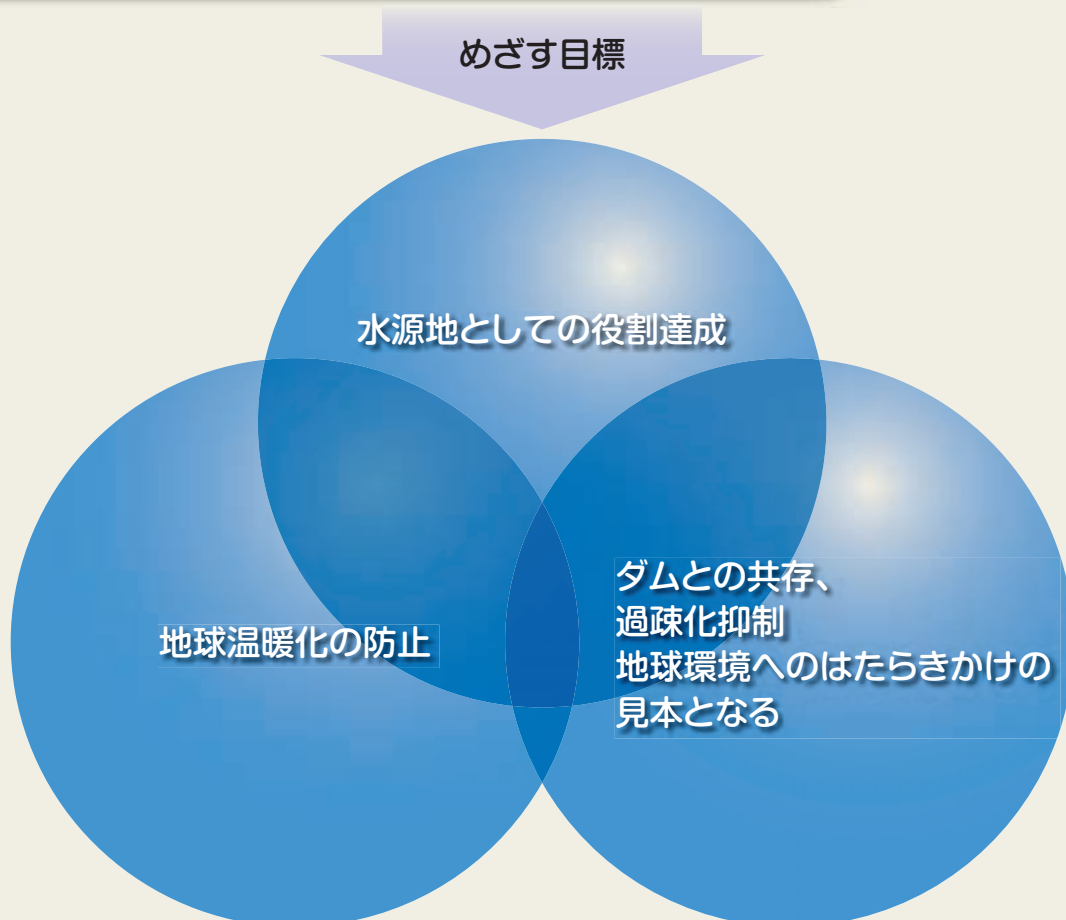
- 各種環境施策の基本的方向を示す指針
- 「第4次川上村総合計画」に掲げる将来像の実現をめざし、環境面からの具体化を図る指針
- 関連行政計画などの立案、実施に当たっての環境配慮の指針
- 村民や事業者などが環境に配慮した行動を実践するための指針
- 地球環境保全のための地域における基本となる指針

● 計画の対象範囲

- 自然環境……森林、水・河川、大気、大地、野生動植物 など
- 歴史環境……歴史・自然遺産 など
- 生活環境……風景（景観）、ごみ、環境マナー、公害 など
- 地球環境……多様なエネルギーの活用、温室効果ガスの発生抑制と吸収 など

● 計画の期間

平成22年度～平成31年度までの10年間としています。



川上村の環境の保全及び創造の主な経緯

- 昭和53年：●**単独処理浄化槽の普及開始**
- 平成6年：●**第3次総合計画・吉野川源流物語策定**
- 平成7年：●**環境保全指導員の巡回パトロール開始**
●川上村最古の人工林「歴史の証人」購入
- 平成8年：●**全国川上町村連絡協議会が『川上宣言』を採択**
- 平成10年：●カン・ビン等の資源回収始める
- 平成11年：●**合併処理浄化槽の普及開始**
●中井溪谷自然塾オープン
●三之公原生林購入
- 平成13年：●**テレビ・冷蔵庫等のリサイクル始める**
●加太小学校（和歌山市）と川上小学校の交流学習を始める
- 平成14年：●**森と水の源流館オープン**
- 平成15年：●**小学校4年生用の副読本『水の旅のはなし』を配布開始**
●和歌山市と「吉野川・紀の川水源地保護に関する協定書」調印
- 平成16年：●**「和歌山市民の森づくり」が始まる**
●「循環・共生・参加まちづくり」で環境大臣賞受賞
- 平成17年：●**「緑の循環認証会議」SGEC森林認証を取得**
●**第4次総合計画「吉野川源流物語～第2幕～」策定**
●古紙の無料回収始める
●白川渡オートキャンプ場オープン
- 平成18年：●**大阪工業大学、那加中学校（岐阜県各務原市）、松蔭高校（神戸市）等の受入開始**
- 平成19年：●**京都議定書の目標達成のため、チームマイナス6%（現在の「チャレンジ25」）に役場が団体参加**
- 平成20年：●**「望郷の碑」の除幕式を実施**
- 平成21年：●**シルバー人材センターが巡回パトロールを開始**
●**川上村環境基本条例の制定公布**
●**水源地のむらづくり活動補助金制度を創設**
●**森と水の源流館が「水環境保全活動・自然環境保全活動等功労者表彰」で環境大臣表彰受賞**
●**公用車にハイブリッドカー導入**
- 平成22年：●**川上村環境基本計画の策定**

川上村の主な環境課題

基本的な課題

ーダムと共存を図りながら、
“川上宣言”の具現化を図ることー

個別の課題

先人より受け継いだ様々な資源を、村内外の人々とともに守り、育み、活用して次代に継承するため、次のような課題を定めます。

- 豊かな自然環境及び歴史遺産の保全と活用**
- 環境と共生する暮らしの継承と構築**
- 環境阻害要因などの除去と未然防止**
- 多様な主体により推進する仕組みづくり**



いっそう優れた環境の保全と創造、活用をめざして

活動推進の基本目標

- 1. 自慢の種（自然資源）を守り育みます。**
森林、清らかな水・河川・大気・大地、野生動植物、歴史・自然遺産
- 2. 自慢の種と調和する快適・安全な環境を育みます。**
風景、ごみの削減・再利用、環境マナー、多様なエネルギーの活用、温室効果ガスの削減
- 3. 持続可能な仕組みを育みます。**
川上村らしい働く場、村の先導的取り組み、ふれあい・交流・学習・ネットワーク機能の育成
- 4. 地球環境に対する人類の働きかけの素晴らしい見本になることをめざします。**
ダムと共存する地域づくりの見本、「源流地域」振興の見本、情報発信による波及効果の追求

自慢の種（自然資源）を守り育む施策

森林を守り育む

- 川上村では、天然林と人工林の二種類の森林が共生しており、森林を環境保全林、木材生産林として性格づけ、それぞれに適した対策を進めます。
- 「吉野川源流一水源地の森」（三之公）、トガサワラ原始林（三之公）は、根拠条例に基づいて保護・規制・調査・森林歩道の管理等を実施します。
- 人工林は、吉野林業の中心となる杉、桧の植林地であることから、地球温暖化対策ともなるCO₂の排出量取引制度の導入等も視野に入れて、村外の林業家も交えて話し合いながら、山を守り活用する対策を推進します。



清らかな水・河川を維持する

- 川上村では、森林の育成、不法投棄や観光ごみ対策、家庭からの雑排水対策、ダム湖及び下流の管理方策などにより、可能な限り水質、生物多様性等への配慮等に効果的な方策を検討・推進します。
- ダム湖では、環境に配慮したダムの見本になるようダム事業者への要請を行い、ダムの必要性と実施している改善策についての情報共有を進めます。
- 居住地域では、合併浄化槽の設置、浄化槽の保守点検・清掃・法定検査義務の100%実施とともに、生活排水から油や野菜くずの除去・燃料・肥料化、台所の洗剤や入浴剤の選択、水質浄化に効果のある素材の活用など、生活排水対策も積極的に推進します。
- 工場や事業所からの排水等については、関係諸法令の遵守などにより未然防止に努めます。



清らかな大気・大地を維持する

- 大気汚染や土壌汚染についても、関係諸法令の遵守などにより未然防止に努めます。

野生動植物と共生する

- シカ、イノシシ、サル、カラスや、新たに被害が出始めているアナグマなどを含めて、農林業を阻害する有害鳥獣へは、空家及び空地対策とも一体的に駆除・排除対策を推進します。
- 生物多様性及び生態系や希少種の保全、アライグマやブラックバス等の特定外来種生物への対策を検討します。



アナグマ

歴史・自然遺産と共生する

- 後南朝関係の「金剛寺」、「福源寺」、「カクシ平」などとともに、「歴史の証人」、「水源地の森」等の原生林、滝、奥駆道周辺なども、歴史・自然遺産として保全、観光や環境学習への活用を推進します。



歴史の証人

自慢の種と調和する快適・安全な環境を育む施策

川上村らしい風景を育む

- 自然景観（山・川）を阻害する放置ごみの撤去などにより、ごみを捨てにくい環境づくりを進めます。
- 幹線道路沿いでは、道路沿いの雑草、荒れた土地や工事用地等の維持管理を進めます。
- 集落周辺では、雑木林や耕作放棄地、空家などの維持管理・利活用、村民による環境保全・保護グループの育成などを促進します。



放置ごみの状況

ごみを削減、再利用する

- 高齢者に配慮しながらごみの分別出しの徹底、ごみの減量化・再使用、事業所ごみの適正処理等についての啓発を推進します。
- 不法投棄ごみは、撲滅のための環境パトロールの強化や悪質者対策の強化等が区・村民・警察・村の連携により進めやすい仕組みを確立します。
- 河川沿い等の観光ごみについては、来訪者に向けた啓発推進と、区・村民・警察・村の連携による諸活動が図りやすい環境づくりのための条例制定などを検討します。



不法投棄防止キャンペーン

環境マナーを確立する

- 関連法規に準じて、廃棄物の屋外焼却の原則禁止と、使用不可となる家庭用小型廃棄物焼却炉の処分促進について周知徹底する一方、昔ながらの火を使う生活を見直すことで、知恵や技術、心得などを行事とともに継承することを推進します。
- 空家及び遊休農地等は、「住みいるネット」による有効活用の促進とともに、空家所有者への協力要請、集落環境を阻害し始めた時に対応が出来るような仕組みづくりを検討します。
- キャンプ客等による観光公害への対応は、不法駐車や水質保全等についての啓発とともに、水辺利用のルールづくりを進めます。



小正月に行われる「とんど」

多様なエネルギーを活用する

- 間伐材等は、バイオマス資源として燃料などへの活用方策を検討します。
- 日本の気候風土の中で育まれてきた暮らしの知恵、雨水利用方策などについても情報提供を進めます。



山の中に放置されている間伐材

温室効果ガスを削減する

- 環境省が提唱する地球温暖化対策の国民運動である「チャレンジ25」は、川上村で馴染みやすい活動等に焦点を絞って、情報提供、啓発活動を浸透させながら進めます。
役場では、川上村地球温暖化対策実行計画や、エコアクション21の認証取得による行動計画づくりとその実行に先導的に取り組み、地域の各事業所においてのエコアクション21等の認証取得の普及を促進します。
- 林業の振興、特に環境に優しい林産物である事の識別を訴求するSGEC森林認証の普及・拡大を促進し、二酸化炭素の吸収源対策を推進します。

持続可能な仕組みを育む施策

川上村らしい働く場を確保・増大する

- 既存産業の一層の付加価値化、企業等への連携を求めながら、川上村に相応しい環境ビジネスの導入等を検討し、その具現化の可能性を模索します。

検討分野(例)：持続可能な環境に配慮した林業、CO₂排出量取引制度、森林の維持管理活動への参画制度、川上村の暮らし体験システムの構築 など

- 川上村の良さを伝える活動の中でも、働く場の確保・増大の可能性を追求します。

検討分野(例)：体験指導や説明が出来る観光案内人・語り部の育成、森林療法・トレッキング(山歩き)・シャワークライミング等、川上村の良さを体感できる活動メニューの導入 など



先導的な取り組みを実施する

- 水源地のむらづくりを一層幅広く、着実に先導していくため、村自らも公共的施設の環境負荷の低減活動や環境施策の導入を図ります。

特に重要な活動(例)：不法投棄の防止、キャンプ客等のゴミ持ち帰り、廃棄物の屋外焼却の禁止、浄化槽の維持管理、川の汚濁防止・水質改善、生活スタイルの見直し など

ふれあい・交流・学習・ネットワーク機能を育成する

- 川上村の環境の特質や、自然体験、交流、環境学習のメニュー、環境ビジネス等の情報をわかりやすく発信し、その機会と場を定期的に提供します。
- 樹とともにある暮らしの価値について、村内でも意見交換による共有を図り、日常生活スタイルの見直しを促進します。
- 環境の保全及び創造活動は、下流地域や都市地域から自然とのふれあい・温泉・環境学習などの目的で訪れる人たちにも、参画を呼びかけながら活動を促進します。



地球環境に対する人類の働きかけの見本となる目標

ダムと共存する地域づくりの見本となる

- 自然環境との調和が図れるダムの管理運営とともに、地域と共存するダムづくりをめざします。

「源流地域」振興の見本となる

- ほとんどの地域で過疎化が顕著に進行している源流地域において、環境と調和した施策が“働く場の確保”“地域経済の活性化”として展開しうる仕組みを確立し、川上村が他地域の活性化の模範ともなることをめざします。

県や国とも連携して情報発信することにより、地球環境に対する人類の働きかけの見本となる

- 川上村での取り組みを基にして、県や国とも連携した施策の推進、情報発信、国際的な交流活動へと展開することにより、人類の働きかけに寄与することをめざします。

重点プロジェクト

先導的な施策を「重点プロジェクト」として位置づけ、次の5つを設定します。

1. 役場・公共的施設による先導的プロジェクト

- ①環境コミュニケーション（環境に配慮した事業活動、各施設の特質を活かした環境に係る啓発・情報・学習・体験機能等の提供、環境活動レポートの公表等）の実践
- ②各公共施設等の特質を活かした環境施策の実践

森林環境学習の支援



2. 環境施策の推進基盤づくりプロジェクト

- ①(仮称)環境マナー推進条例の制定
- ②(仮称)集落環境保全施策（空家・廃屋・耕作放棄地対策など）の確立
- ③浄化槽の維持管理の完全実施（保守点検、清掃、法定検査）
- ④廃棄物の屋外焼却のルール周知と実践
- ⑤川上村の良さ・環境施策に係る情報集約・発信

浄化槽の清掃風景



3. 地域活動（環境クラブ活動）促進プロジェクト

環境に係る村民のさまざまな主体的活動支援のため、意見交換・学習などによる情報共有、体験講座、目標を定めた実践、活動結果の公表など、段階的な取り組みを促進します。

村外研修



4. 環境ビジネス推進プロジェクト

- ①吉野林業の振興
 - ②水源地の村としての観光立村の推進
 - ③森づくりの追い風の創出（二酸化炭素の排出量取引、“企業の森づくり”制度の導入など）
- 二酸化炭素の排出量取引、“企業の森制度”の導入に係る可能性の検討、実践活動を進めます。

村内だけでなく、村外の人々、団体などとも連携を図りつつ推進します。



日本三大人工美林

5. 次世代ダム運営プロジェクト

ダム事業者としての国、利水者並びにダム等に係る環境基準を定めている奈良県等の関係機関とともに、水源地のむらに一層相応しいダムのあり方について継続的に検討・試行などを図り、適切な情報発信などが進めうる組織の確立をめざします。

大滝ダム



計画の推進方策

村民及び事業者、村、本村への来訪者、下流域や都市に住む人々が、それぞれの役割を踏まえながら、積極的な意見交換、自発的な活動、相互の連携協力を図りつつ推進します。

村民の役割

- ごみの発生抑制・再使用・再資源化
- ごみの分別収集、生ゴミの堆肥化
- 廃棄物の屋外焼却（野焼き）に係るルールの遵守
- 生活雑排水への配慮、浄化槽点検など
- チャレンジ25活動などへの取組み
- 環境学習、ふれあい交流活動への参加・取組み
- 環境美化活動への参加、空家等の適正管理
- 不法投棄やキャンプ客のゴミ等の放置の防止・監視・啓発 など

事業者の役割

- 林業の一貫体制等の構築
- 環境マネジメントシステムの導入（事業活動による公害防止と環境負荷の計画的な削減）
- 産業廃棄物の適正処理
- 製品や廃棄物等の資源化、リサイクル法や各種規制の遵守
- グリーン購入
- 環境と共存するダム管理
- 環境美化や保全活動への参加
- その他、村が実施する施策への協力 など

連携

村（行政）・公共施設の管理者等の役割

- 環境基本計画の進行管理
- 水源地のむらづくりの一層の推進
- 環境マネジメントシステムの導入、各公共的施設での環境に関する先導的な取組み
- 新たな条例、環境ビジネスなどの導入検討
- 環境学習・環境教育、ふれあい・交流活動の促進
- 保全活動などの普及・啓発
- 環境、環境施策に係る人材の育成・ネットワーク化
- 各種環境施策の支援・指導 など

来訪者・村外の人々等の役割

- 廃棄物の屋外焼却（野焼き）に係るルールの遵守
- ごみの持ち帰り、環境マナーの遵守
- 環境学習、ふれあい交流への参加や取組み
- 環境美化や保全活動などへの参加 など



計画策定の経緯

本村のむらづくりに関わる様々な皆様のご意見を拝聴しながら、次のような経緯で策定しました。

- 平成20年6月：●役場内に川上村環境基本計画検討会を組織して検討を開始
- 平成21年9月：●村議会において川上村環境基本条例が議決され平成21年9月16日より施行
- 11月：●川上村環境基本条例に基づいて第1回川上村環境審議会を開催し、川上村環境基本計画についての審議を開始
- 12月：●「あなたの暮らしと環境についての意向調査」（村民アンケート調査）を実施
- 平成22年1月：●「川上村環境基本計画・村外居住者アンケート調査」を実施
- ～2月 ●川上村環境審議会委員を訪問し、環境基本計画に対する意見等を拝聴
- 3月～6月：●川上村環境基本計画検討会において、村各課、村職員の意見も求めながら、川上村環境基本計画（素案）を策定
- 6月：●村内の2つのダム事業者に、村内のダムの状況などについての意見等を拝聴
- 7月：●第2回川上村環境審議会で、経過報告と、川上村環境基本計画（素案）について審議
- 7月～8月：●川上村環境基本計画（案）について、パブリックコメントを募集
- 9月：●第3回川上村環境審議会で、川上村環境基本計画（最終案）についての確認と、具現化に向けての意見交換
- 11月：●村議会へ川上村環境基本計画を報告

川上村の豊かな環境は、みんなの宝です

これは概要版です。計画の本編は、役場、図書館で閲覧いただけます。

川上村役場

〒639-3594 奈良県吉野郡川上村大字迫1335番地の7
電話：0746-52-0111 FAX：0746-52-0345
<http://www.vill.kawakami.nara.jp>